

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い算定した計画汚水量において、工業系の汚水が一般家庭等の汚水によって十分に希釈されることが見込まれること及び酒匂川流域下水道連絡協議会において決定された方針を踏まえ、製造業及びガス供給業の施設に適用する上乘せ基準を廃止するため、改正するものがあります。

秦野市下水道条例の一部を改正する条例

秦野市下水道条例（昭和55年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号 秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(特定事業場からの汚水の排除の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(特定事業場からの汚水の排除の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。</u></p> <p>(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 製造業又はガス供給業のために用いる施設から汚水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未</u></p>

2 前項の規定は、規程で定める項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 前2項の規定は、規程で定める項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

**1 改正の背景**

本市では、処理場放流水質維持のため、製造業又はガス供給業から排除される水質等について、下水道法施行令の規定に基づく上乘せ基準を条例に規定して、下水道施設の維持と処理場放流水質の基準を満たして、汚水を処理しています。

また、本市の西部処理区の処理をしている酒匂川流域下水道に下水を排除している市町においても、それぞれの条例により製造業又はガス供給業の事業所等から排除される下水の水質基準について、本市と同じく規制を強化しています。

平成 22 年度に県内の流域下水道においては、相模川流域下水道が規制強化を廃止しており、令和元年度に酒匂川流域下水道においても、関連市町で構成する連絡協議会において規制強化を廃止する方針を決定しました。

**2 改正の目的及び必要性**

下水道法施行令によれば、規制の強化は必須ではなく、工業系の汚水が汚水量全体の 4 分の 1 以上と認められるときや、その他（一般家庭や製造業ではない事業所等）の汚水により十分に希釈されないと認められるときに必要最小限度の範囲で規定できるとされています。

公共下水道全体計画の見直しに伴い、1 日当たりの計画汚水量を 41,140 立方メートルと見込んでおり、そのうち工業系計画汚水量が約 7,150 立方メートルであることから、全体の 4 分の 1 以下であり、処理場へ流入するまでの間に十分に希釈されることが見込まれます。

そのため、規制強化については、浄水管理センターにおける汚水処理に影響がないことや、事業所等の撤退抑制や新規の誘致促進の一助になることを期待し、酒匂川流域下水道の関連市町と同じように規制強化を廃止するものです。

### 3 改正内容

製造業又はガス供給業に対する規制強化を廃止し、法令基準とします。

規制強化対象項目	現行	改正後
	規制強化	法令基準 (規制強化廃止)
温度	40 度未満	45 度未満
窒素 3 項目 (※)	1 ℓにつき 125 mg 未満	1 ℓにつき 380mg 未満
水素イオン濃度 (pH)	5.7 を超え 8.7 未満	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 ℓにつき 5 日間に 300 mg 未満	1 ℓにつき 5 日間に 600mg 未満
浮遊物質量 (SS)	1 ℓにつき 300mg 未満	1 ℓにつき 600mg 未満

※窒素 3 項目：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素

### 4 改正による影響

#### (1) 下水道施設

浄水管理センターへ流入するまでの間に、工業系以外の汚水により十分希釈されることが見込まれるため、汚水処理に与える影響はありません。

#### (2) 事業所等

市内の事業所（製造業）において、条例に適合しない水質等の排水が発生する事業所 29 社については、事業所内に除害施設を設置し、条例に定める基準に適合させ排除しています。

規制強化の廃止により、水質等については法令基準値に緩和されますので、除害施設の性能等を改良するなどの影響はありません。

### 5 施行日

令和 3 年 4 月 1 日